



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年1月から4月末における休業4日以上労働災害発生状況は69件で、前年の同じ時期に比べ13件の増加となりました。

主な業種別では、製造業で28件で前年比10件、卸・小売業で7件、それぞれ増加となっており、ゴルフ場で3件の減少となっています。なお、死亡災害については、4月末現在で発生していません。

新年度になり、新しい労働者を迎えられている事業場もあると思います。今まで危険だと思わず見過ごしていたようなことも、慣れていない人から見たら危険なことは多くあります。

この機会にいま一度事業者が先頭に立ち、職場の危険個所や作業内容の総点検をして、労働者一人ひとりが安全な作業手順に従った作業を行うことが重要となっています。

業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全 産 業	69	56	13	23.2%	100%	82 (3)
製 造 業	28	18	10	55.6%	40.6%	33 (1)
うちパルプ・紙等	2	0	2		2.9%	6 (1)
うち窯業土石	13	5	8	160.0%	18.8%	13
うち機械金属	6	6	0	0%	8.7%	6
建 設 業	6	2	4	200.0%	8.7%	8 (1)
運 輸 業	7	8	-1	-12.5%	0%	3
卸 ・ 小 売 業	9	2	7	350.0%	13.0%	11 (1)
通 信 業	5	4	1	25.0%	7.2%	5
ゴ ル フ 場	8	11	-3	-27.3%	0%	6
上 記 以 外	6	11	-5	-45.5%	8.7%	16

本統計は、平成24年4末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は少数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

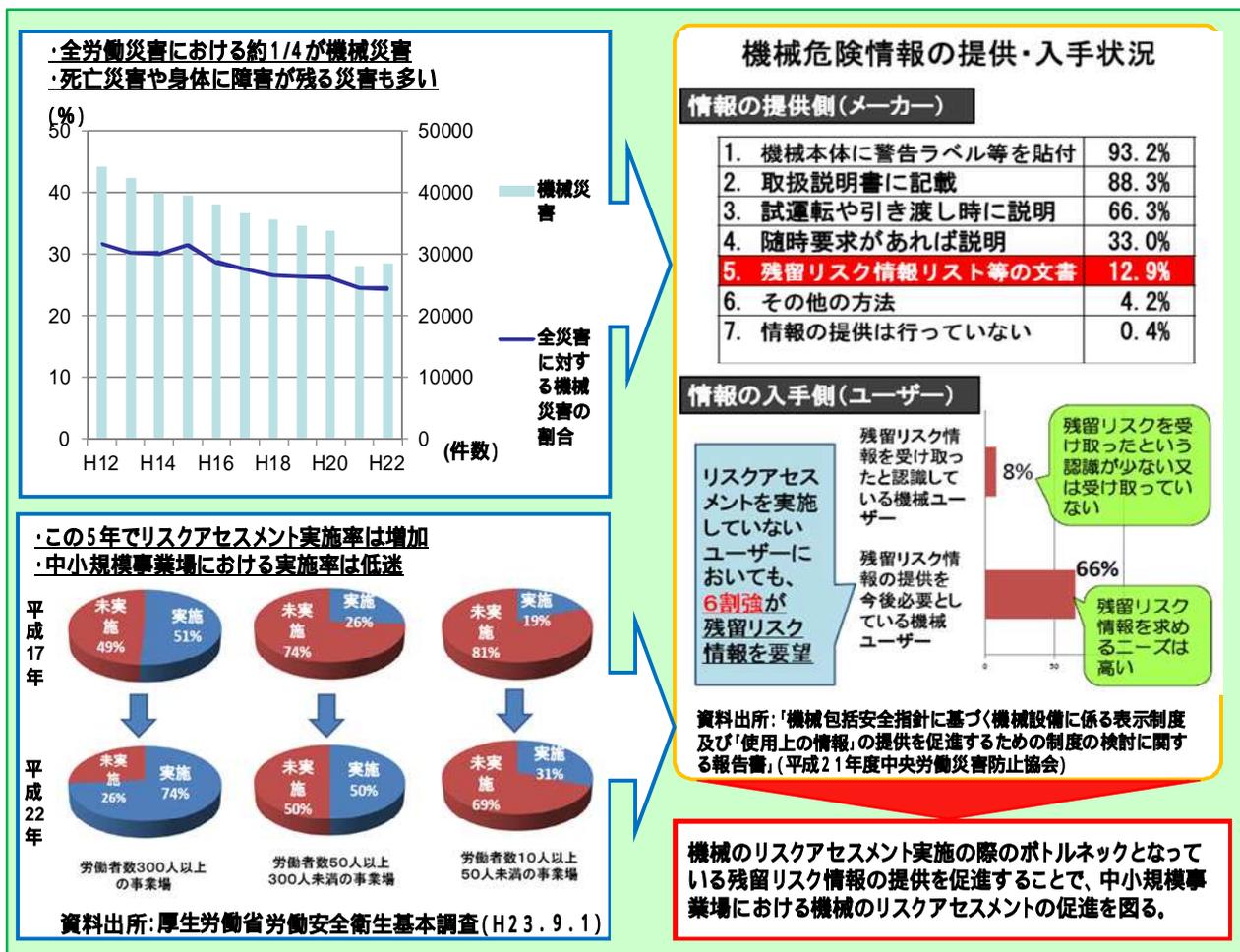
(労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう)

機械譲渡者等による機械の危険性等の通知が努力義務化されました

(改正労働安全衛生規則第24条の13及び指針の概要)

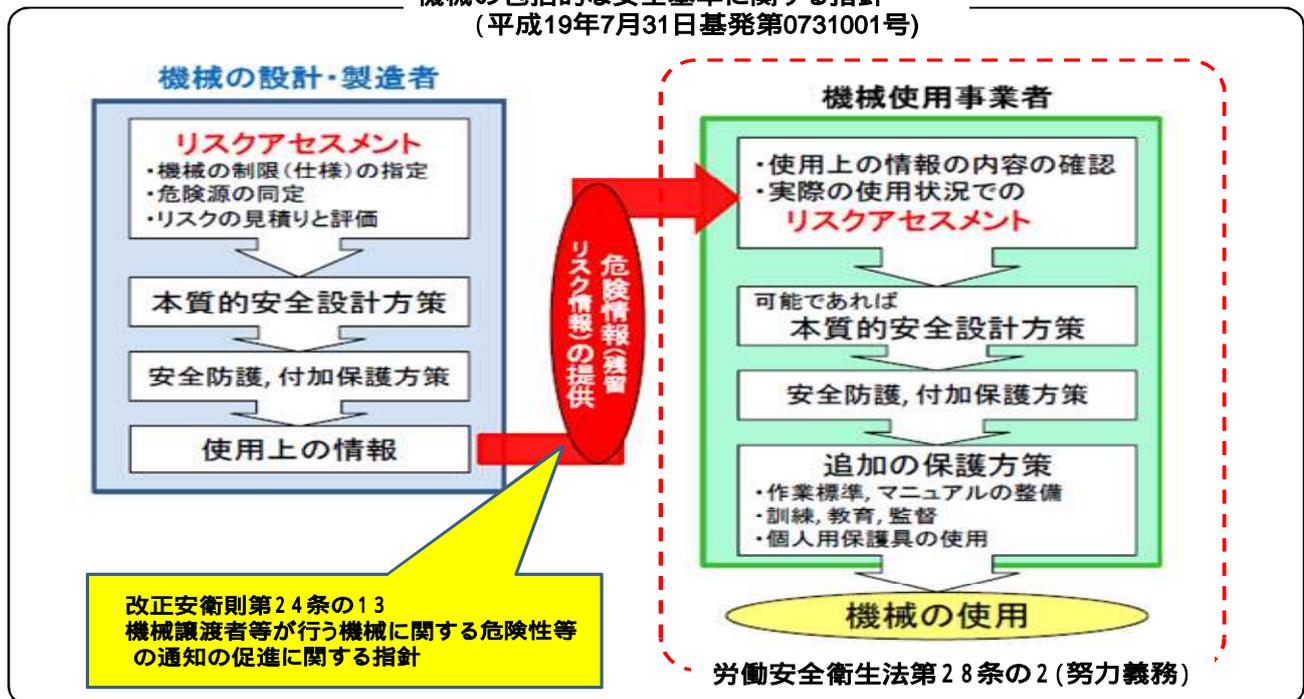
機械による労働災害は、全労働災害の約1/4を占め、死亡災害や障害の残る災害も多数発生しています。今回、機械による労働災害の防止対策を強化するため、機械譲渡者等は、機械に関する危険性等を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方事業者へ通知することが努力義務化されるとともに、厚生労働大臣は通知を促進するための指針を公表することができることとされました。(改正労働安全衛生規則第24条の13。以下「改正安衛則」という。)改正安衛則は、平成24年4月1日より施行されます。

機械災害の現状とリスクアセスメントを行う際の問題点



機械の安全化による労働災害防止対策についての全体図と、
機械の残留リスク情報等の提供の流れ

機械の包括的な安全基準に関する指針
(平成19年7月31日基発第0731001号)



改正安衛則第24条の13の概要

- 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知 (改正安衛則第24条の13第1項)**
 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械を譲渡又は貸与する者(機械譲渡者等)は、文書の交付等により、次の事項を当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

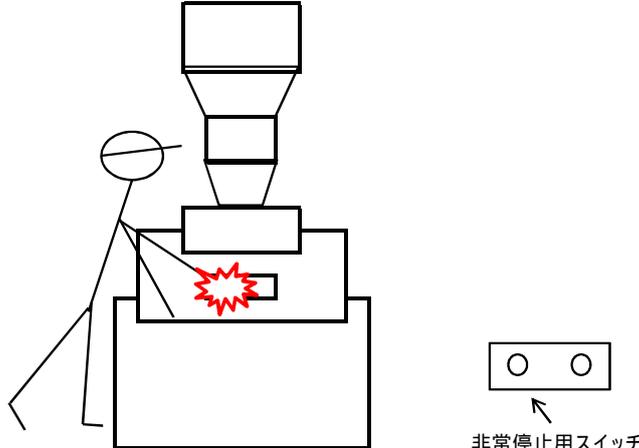
 - 型式、製造番号その他機械を特定するために必要な情報
 - 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項
 - 機械に係る作業のうち、前号の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項
 - 前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
 - 前号各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項
- 厚生労働大臣による指針の公表 (改正安衛則第24条の13第2項)**
 厚生労働大臣は、相手方事業者の労働安全衛生法第28条の2第1項の調査(リスクアセスメント等)のため、機械譲渡者が行う前項の通知を促進するために必要な指針を公表できる。

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

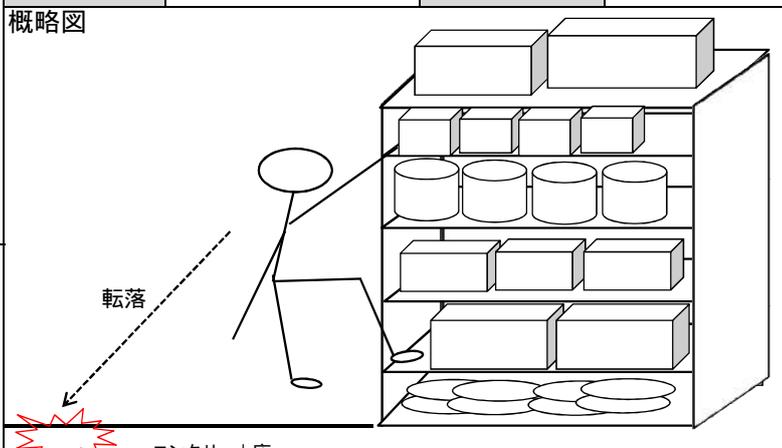
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

【災害事例】

事例(1)

発生概要		パン製造工程で形成機械に指をはさみ負傷									
業種	パン製造業	職種	パン製造工	年齢	60代	性別	女	災害程度	休業約2週間	経験	2年
発生状況	パンの製造工程ラインで生地形成作業中に手を深く押し込み過ぎて、形成機械に指をはさまれ負傷したものの。			事故の型	はさまれ、巻き込まれ			起因物	食品加工用機械		
	発生原因			概略図							
再発防止策	機械の作動部分と接触するおそれのある危険な部分に手を入れる作業であったこと。 パン製造工程の作業について、安全作業手順書がなかったため危険な作業が行われたこと。 非常停止用スイッチがあったが、取り付け場所が作業者のとっさの場合に手の届かない場所にあったこと。										
	適切な治具を使用して作業する。 異常時の措置を含めて作業手順書を作成し、安全教育を行う。			<p><ワンポイントアドバイス> 作業手順書が作成されていても、「このくらいなら大丈夫だろう」と決められた作業手順を守らず、それが災害に結び付くことも多く発生しています。過去に災害が発生し、定められた作業手順が作成されていても、月日が経過すると危険・有害要因を見逃した作業方法に戻ってしまうことがあります。 このようなことが起こらないように管理監督者が作業手順通り作業が行われているか確認しましょう。また、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更する時は、リスクアセスメントを行い、本質的な安全対策を実施しましょう。</p>							

事例(2)

発生概要		棚の高い段の商品の確認の際、棚に足を掛けて登ったところ転落して負傷									
業種	倉庫業	職種	総務	年齢	50代	性別	男	災害程度	休業約2ヶ月	経験	6年
発生状況	倉庫内の棚の上の商品の確認をしようと、棚に足を掛けて登ったところ、バランスを崩して転落し、負傷したものの。			事故の型	墜落、転落			起因物	建築物、構築物		
	発生原因			概略図							
再発防止策	棚の段が足の踏み場としては、狭く、不安定であったこと。										
	高い所の物を取ったり、確認する時には、安定した踏み台を使用すること。			<p><ワンポイントアドバイス> 倉庫や事務所内の高い所の物を取ろうとする際に、棚や椅子など不安定なものを踏み台代わりにして転落する災害は多く見られます。高い所の物を取る時は、面倒でも脚立等の安定した踏み台を使用しましょう。 また、脚立の正しい使用法は、下記の通りです。 必ず開き止めの金具を掛ける 設置位置、水平度、ガタつき等安定して使用できる状態を確認する 天板上で作業しない バランスを崩しやすい姿勢で昇降しない 身を乗り出して作業しない</p>							

1 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。

2 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。